

第3章

草津川跡地利用の基本条件

3-1 土地所有区分

1) 土地所有区分

草津川跡地のうち、琵琶湖からメロン街道までの約 1.3 km の区間は河川敷（琵琶湖）のまま残されています。それより上流の約 5.7km の区間が廃川となり、国から滋賀県に譲渡され、主に滋賀県の普通財産*として管理されています。

その他の土地所有としては、草津川跡地にある国道、県道、市道、JR 琵琶湖線があり、それぞれの管理者が所有しています。

また、メロン街道付近から浜街道付近の北側の一部に民有地（堤外民有地*）が存在しています。

表 3-1 土地所有区分

土地所有	面積
滋賀県普通財産	約 32ha
国道、県道、市道、JR など	約 6ha
堤外民有地	約 2ha
草津川跡地全体	約 40ha

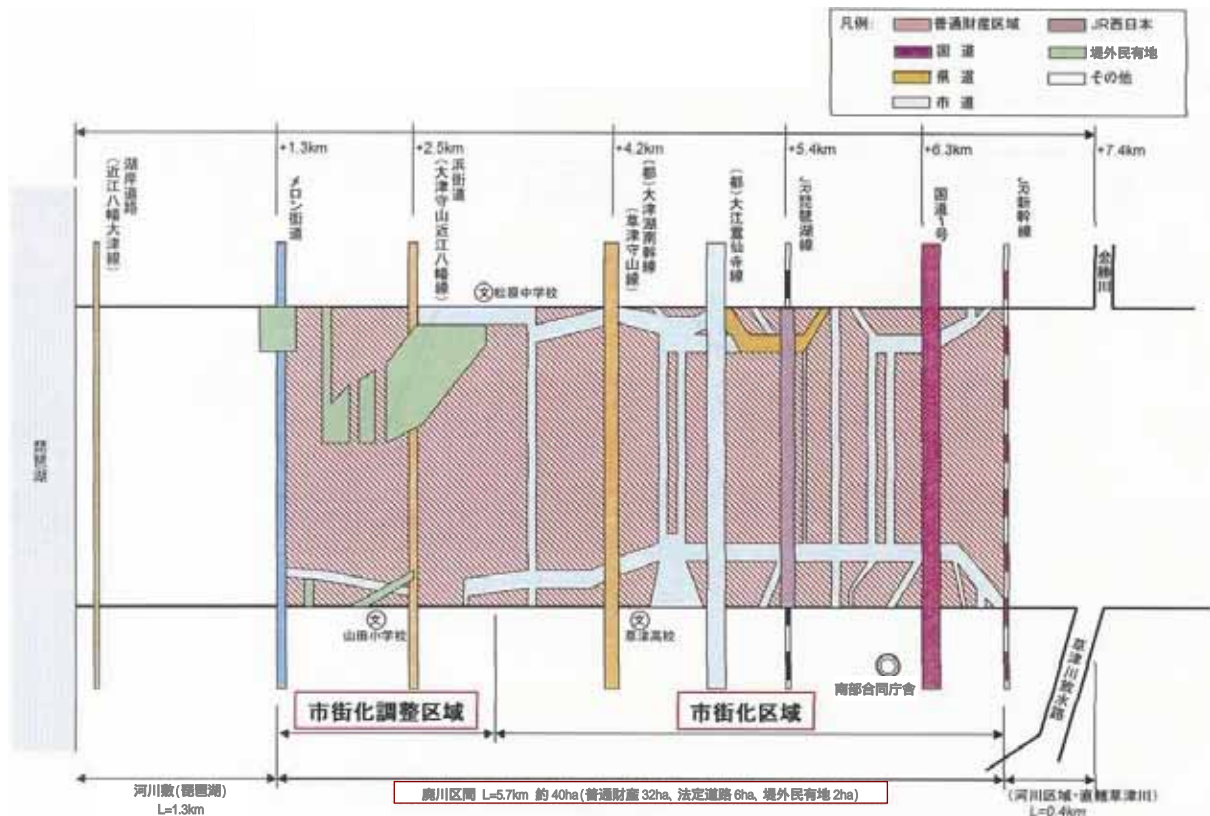


図 3-1 草津川跡地管理区域 (模式図)

注：文中の*は「参考資料 用語解説」で用語の解説を記載しています。



図 3-2 堤外民有地状況など

2) 暫定利用

草津川跡地の整備計画が実施されるまでの間、散在性ごみや雑草の繁茂を抑止するため、管理協定のもと地域住民と行政の協働により暫定的に草津川跡地の有効活用と適正な維持管理が行われています。

対象となっている区間はメロン街道（市道下物下笠山田線）から JR 東海道新幹線の間約 5.7km で、花壇や植栽、環境学習やゲートボールのための場所、多目的広場などとして利用されています。ただし、近隣住民への迷惑行為、排他独占的な使用、大規模な地形変更（法面掘削など）、永久工作物の設置は認められていません。また、年間一定回数以上の区域内の環境美化活動（空き缶等の散在ゴミの収集、清掃、草刈りなど）も実施されています。

これらの活動に対する支援として軍手、鎌、熊手、箒などの清掃や草刈りに必要な物品の支給（貸与）や管理協定に基づく活動が行われていることを示す表示板の設置がなされています。

活動を希望する団体は、県（市）との管理協定を結びます。管理実施計画書を県に提出し、「草津川廃川敷地の管理・活用に係る運営委員会」において活動内容が審査されます。

表 3-2 草津川跡地管理協定の状況

団体名	活用内容	承認面積 (㎡)	協定締結 面積(㎡)	協定期間	協定場所
大路区 町内会連合会	スポーツを通しての住民 交流・健康増進に活用	4,020 ㎡	4,020 ㎡	H22.12.28 ~ H24.12.27	国道 1 号上よりやや下流の 草津川橋から下流へ約 200 mまでの範囲
NPO*法人 子どもネットワ ークセンター 天気村	子どもを対象とした冒険 広場、環境学習(菜園) 芸術空間の場	2,500 ㎡	2,500 ㎡	H22.12.28 ~ H24.12.27	国道 1 号より上流へ約 100m の範囲
NPO法人 あかるくする会	フットサル広場などに活 用	1,200 ㎡	1,200 ㎡	H22.12.28 ~ H24.12.27	草津川マンボから下流へ 約 60mの範囲
草津市観光 ボランティア ガイド協会	中山道・草津川の渡しを 蘇らせる活動に活用(散 策路の設置)	1,400 ㎡	1,400 ㎡	H22.12.28 ~ H24.12.27	「NPO法人 あかるくする 会」の協定場所の下流部約 70mの範囲
草津市 ゲートボール 協会	ゲートボールを通しての 中高年の体力増進、交 流の場	960 ㎡	960 ㎡	H22.12.28 ~ H24.12.27	野村運動公園前の廃川敷地
新屋敷自治会 手島グループ	除草管理のみ	2,250 ㎡	2,250 ㎡	H21.7.4 ~	国道 1 号と東海道新幹線の 中央部の右岸*側(栗東市)
新屋敷自治会	自治会行事、グラウンドゴ ルフ、軽スポーツ、子ども 会事業	2,760 ㎡	2,760 ㎡	H22.12.28 ~ H24.12.27	国道 1 号と東海道新幹線の 中央部の右岸*側(栗東市)
上笠町 第 3 町内会	グラウンドゴルフを通して地 域住民の交流促進に活 用	1,400 ㎡	1,400 ㎡	H22.12.28 ~ H24.12.27	大津湖南幹線砂川大橋下流 部砂原天神社前の廃川敷地
出屋敷団地 町内会	自治会活動の多目的広 場	3,200 ㎡	3,200 ㎡	H22.12.28 ~ H24.12.27	上笠 3 丁目と木川町の間 の廃川敷地
老人クラブ 永寿会	グラウンドゴルフを通して の住民交流・健康増進に 活用	1,875 ㎡	1,875 ㎡	H22.12.28 ~ H24.12.27	「大路区町内会連合会」の協 定場所から下流へ約 70mの 範囲

注：文中の*は「参考資料 用語解説」で用語の解説を記載しています。

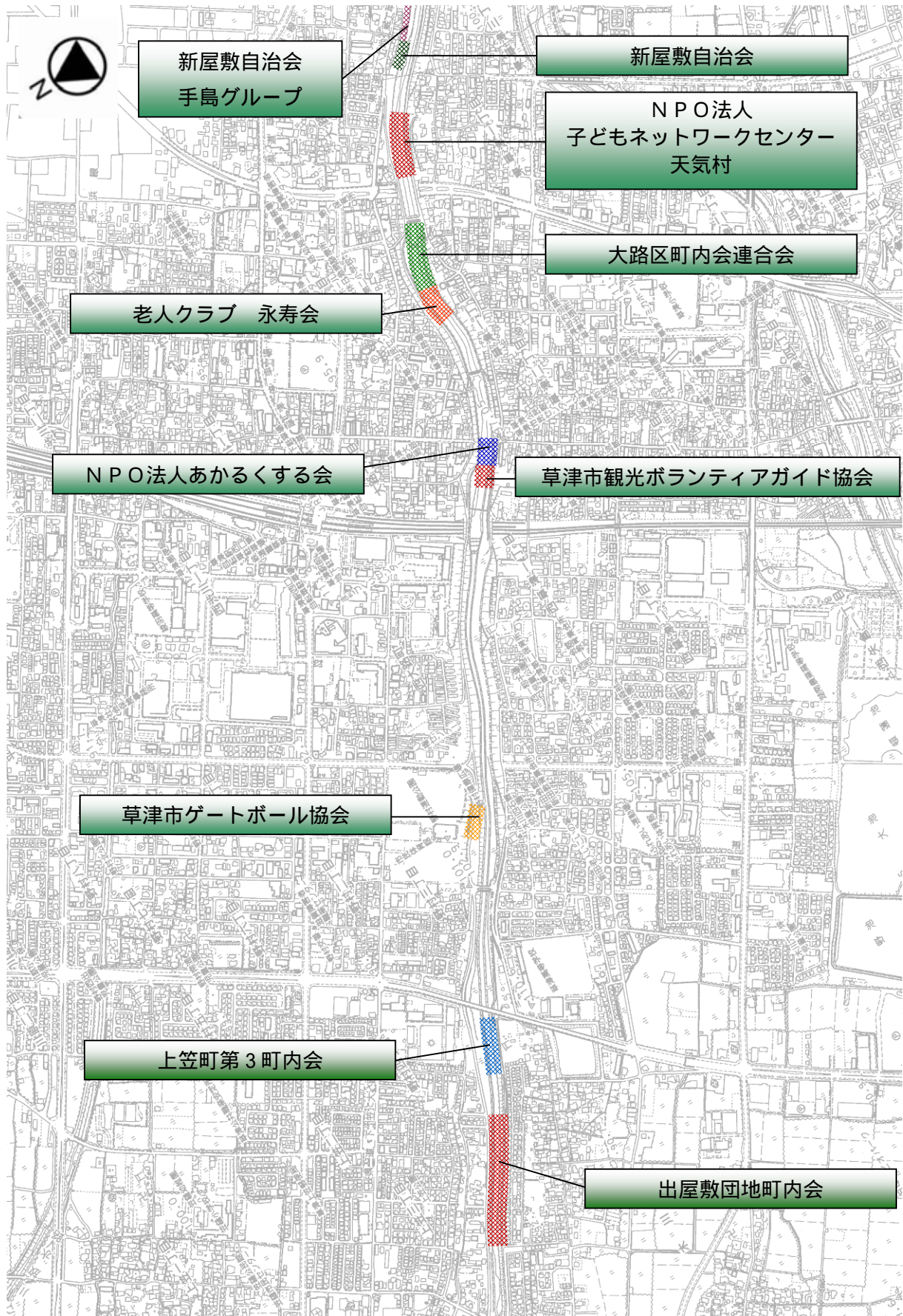


図 3-3 管理協定場所位置図

注：文中の*は「参考資料 用語解説」で用語の解説を記載しています。

3-2 現況特性の整理と課題

1) 現況特性の整理

「草津川廃川敷地整備基本計画」においてゾーニングされた6つの区間について、それぞれの区間の土地利用の特徴と現状の課題を整理しました。

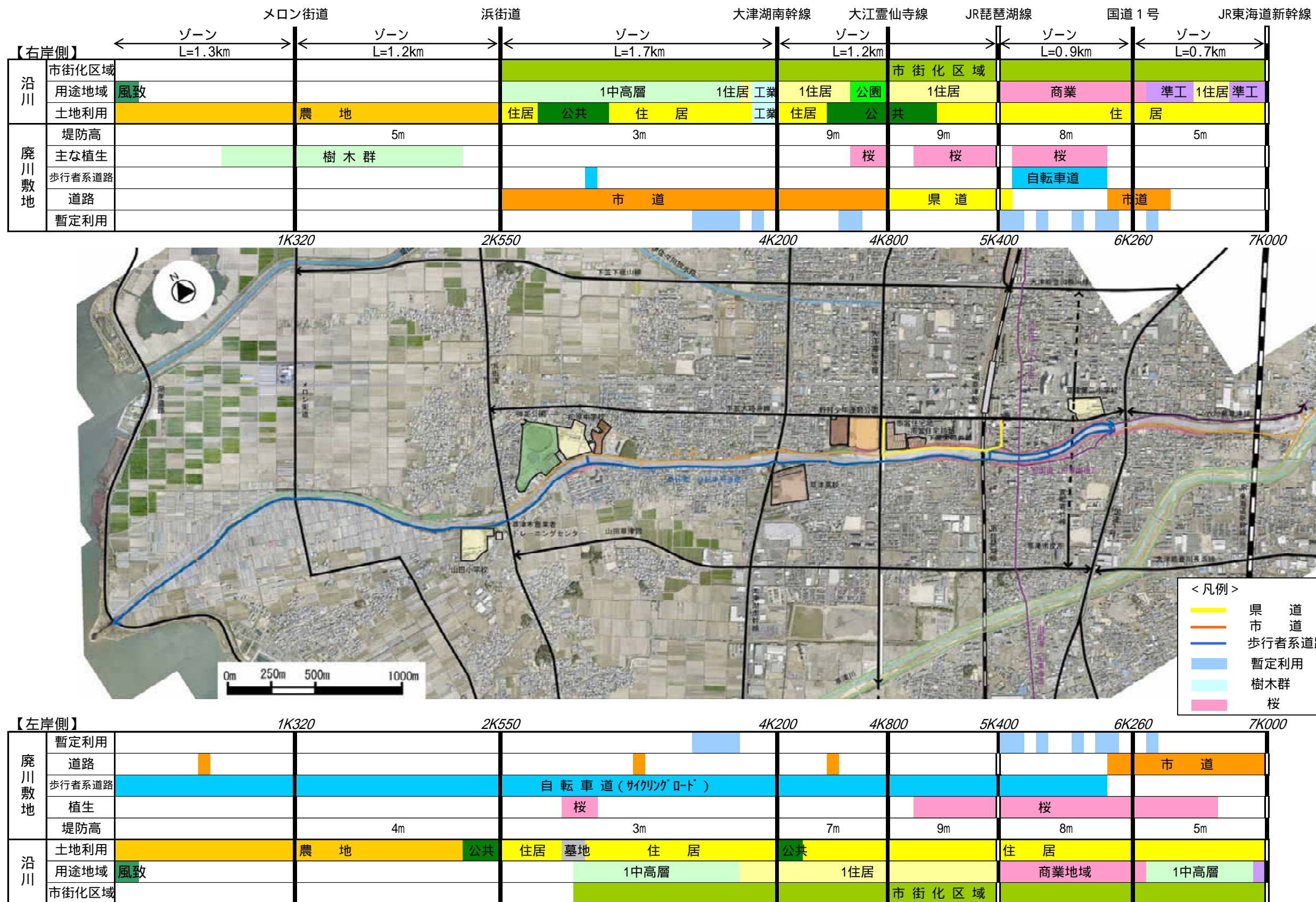


図3-4 草津川跡地および沿川の現況特性図

2) 区間毎の特性と課題

基本構想では、「草津川廃川敷地整備基本計画」においてゾーニングされた6つの区間（ゾーン～ゾーン）について、社会要請や現況土地利用特性などを再度整理し、3つのゾーン（Aゾーン、Bゾーン、Cゾーン）と6つの区間（区間～区間）に区分しています。（詳細は「第4章 草津川跡地利用基本構想 3）3つのゾーンと6つの区間 P53」及び「図4-14 草津川跡地利用の基本方針 P57」参照）

区間～区間 について、区間毎の土地利用の特徴、現状の課題、堤防整備の方向性について整理しました。

区間 の特性と課題

（湖岸道路～メロン街道）

(1) 区間 (湖岸道路～メロン街道)

土地利用の特徴

この区間は河川法に基づき滋賀県が管理しています。左岸*堤防は歩行者・自転車道として整備されていますが、右岸*堤防には道路はありません。そして右岸部の一部区間に樹木群が形成されています。河道部は雑草が繁茂し、近寄り難い印象となっています。

現在は水の流れはなく、水質が悪化している現状です。また、一部に堤外民有地*が存在します。沿川については農地としての利用がほぼ全域を占めています。その大半はビニールハウス群です。

現状の課題

この区間が抱える課題としては、河川区域*であり利活用が制限されるという点があげられます。また、歩行者・自転車道は整備済みであるものの、車でのアクセス*性が悪い現状があります。

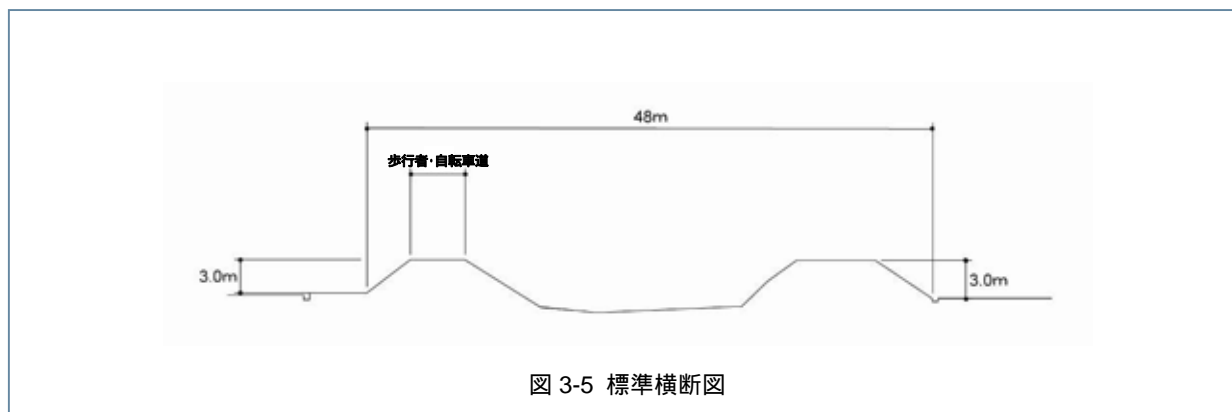
また、ビオトープ*として保全・再生するためには整備が必要となります。

さらに沿川に住居がないことから、不法投棄などの環境面、防犯面などの問題も懸念されています。農地への害虫・害鳥の問題があり、樹木を植栽する場合にも配慮が必要です。

堤防整備の方向性

道路(歩行者・自転車道および横断する車道)として利用されている区間の堤防を除去する場合は、道路の機能復旧が必要となります。市民アンケートの結果では、沿川住民の中で堤防を「部分的に残す」という意見が最も多いことがわかりました。

河川区域*の扱いを含め滋賀県と協議しながら方向性を決める必要があります。



注：文中の*は「参考資料 用語解説」で用語の解説を記載しています。



河川状況(湖岸道路から上流側を望む)



高砂橋(湖岸道路)



歩行者・自転車道、河川状況



沿川のビニールハウス群



河川状況(中島橋から上流側を望む)



中島橋



沿川からの堤防状況



歩行者・自転車道



河川状況、樹木群



歩行者・自転車道



沿川のビニールハウス群



沿川からの堤防状況

図 3-6 現状写真(区間)

区間 の特性と課題

(メロン街道～浜街道)

(2) 区間 (メロン街道～浜街道)

土地利用の特徴

左岸*堤防は歩行者・自転車道として整備されていますが右岸*には整備された道路はありません。また、右岸部に樹木群が形成されています。河道部は雑草が繁茂し近寄り難い印象です。さらに区間内には堤外民有地*が多く存在しています。

沿川は主に農地として利用されており、農村集落が点在しています。特に左岸側はビニールハウス群が広がっています。

現状の課題

河道内に植生している樹木群は雑草とともに荒れた状態にあります。そのため、閉鎖的な環境となっており、不法投棄などの環境面、防犯面などの影響が心配されています。

環境学習の場として活用していくのであれば環境の改善が必要ですが、樹木を増やすことは害虫・害鳥の問題を生じさせる可能性があります。

さらに、沿川に農地が多いことから周辺地への配慮も求められます。歩行者・自転車道は整備済みですが、車のアクセス*性が悪いという問題もあります。市民アンケートの結果でも、沿川住民の多くが道路整備を要望していることがわかりました。

堤防整備の方向性

この区間における堤防の高低差は5m程度となっています。

自然環境をどこまで保全するかによって堤防除去の方向性も異なります。道路(歩行者・自転車道および横断する車道)として利用されている区間の堤防を除去する場合は、道路の機能復旧が必要です。土地利用に合わせて堤防の適切な処置を行っていく必要があるといえます。

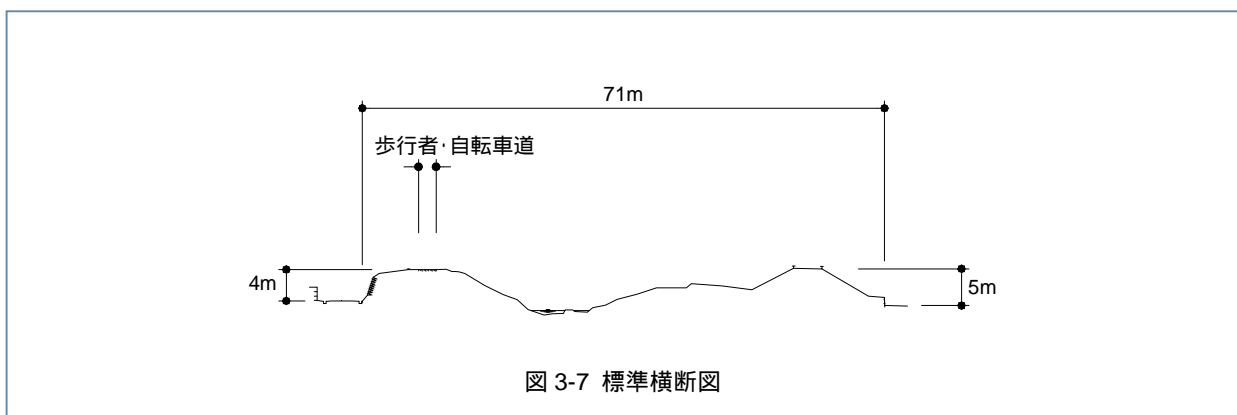


図 3-7 標準横断面図

注：文中の*は「参考資料 用語解説」で用語の解説を記載しています。



図 3-8 現状写真(区間)

区間 の特性と課題
(浜街道～大津湖南幹線)

(3) 区間 (浜街道～大津湖南幹線)

土地利用の特徴

左岸*堤防には歩行者・自転車道、右岸*堤防には市道が通っています。区間内に特徴的な植生はありません。また、河道部の一部は暫定利用されています。

さらにこの区間でも堤外民有地*が多く存在しています。右岸側の堤防道路は民地への進入路として利用されている区間が点在しています。

現状の課題

区間内にある弾正公園の駐車場が不足している状況が見られます。

堤防整備の方向性

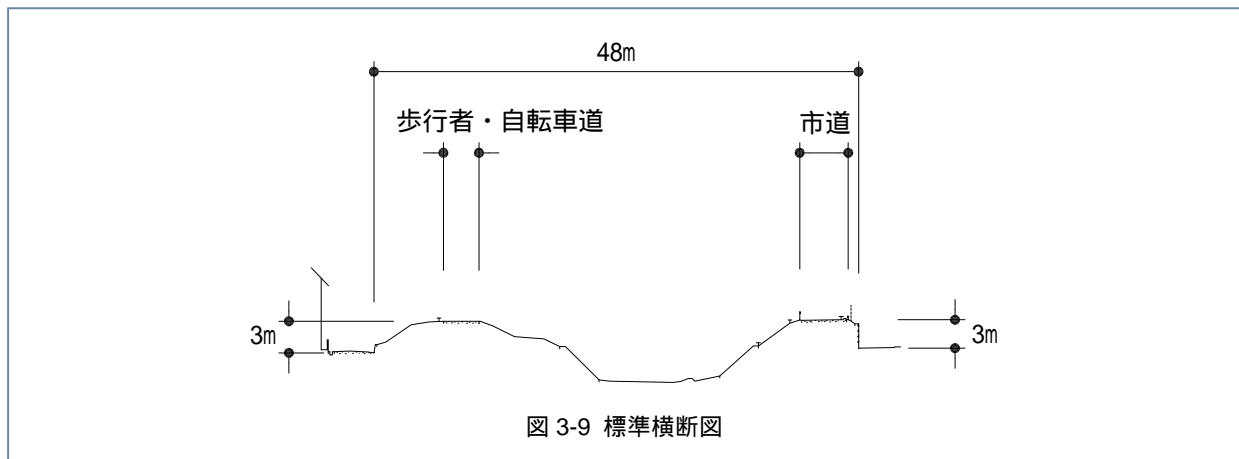
この区域の堤防の高低差は3m程度です。

右岸は堤防道路が進入路となっている民地が点在しているため、堤防の除去は難しい状態です。そのため、上笠橋周辺は切下げに制約があります。一方、左岸では堤防の除去は物理的に可能です。

道路(歩行者・自転車道および車道)として利用されている区間については、堤防を除去する際、道路機能の復旧が必要です。

市民アンケートの結果によると、沿川住民からは「部分的に残す」という意見が最も多く聞かれました。

方向性としては土地利用に合わせて堤防の適切な処置を行っていくことが考えられます。



注：文中の*は「参考資料 用語解説」で用語の解説を記載しています。

